

○ 単位認定・卒業等の規定

(旧) 北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程	(旧) 試験の取扱い	(新) 北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 北海道立江差高等看護学院学則（以下「学則」という。）第19条、第20条の規定に基づく、単位の認定、卒業等に関して必要な事項を定める。</p> <p><u>（単位の認定）</u></p> <p>第2条 学則第19条の規定により、単位の認定は学科試験及び臨地実習の成績により行う。</p> <p><u>2 卒業を認定されるために必要な授業科目の単位合計数は、学則別表（第5条関係）の欄に規定する単位数に従い、102単位とする。</u></p>		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 北海道立江差高等看護学院学則（以下「学則」という。）第19条、第20条の規定に基づく、単位の認定、卒業等に関して必要な事項を定める。</p>	<p>・「単位認定等規定」に「試験時の不正行為」の取扱いを加え、「<u>試験の取扱い</u>」は廃止する</p> <p>・学則に記載されている文言を削除</p>
<p><u>（評価を受ける資格）</u></p> <p>第3条 当該授業科目の講義（演習を含む）、実験、実習及び実技について出席すべき時間数の3分の2に達しない者は、当該授業科目の評価を受けることができない。</p> <p><u>2 正当な理由により所定の時間数に満たない者については、当該授業科目の担当講師が成業の見込みがあると認めた者に限り、補習等により評価を受けることができる。</u></p> <p><u>3 補習を受けようとする場合は、別記第1号様式により学院長に補習の実施を願い出なければならない。</u></p> <p><u>4 前項第3条第2項の欠席が正当な理由と認められるのは、おおむね次の者とする。</u></p> <p><u>（1）疾病のためやむを得ず欠席した者</u></p> <p><u>（2）災害等の不測の事態によりやむを得ず欠席した者</u></p> <p><u>（3）学院長が欠席を認めた者</u></p>	<p>1 試験を受けられる条件</p> <p>1) 出席時間について</p> <p>（1）試験は履修科目の開講時間を出席したものが受けられる。</p> <p>講義 30 時間は 20 時間以上 15 時間は 10 時間以上 実習 45 時間は 30 時間以上 90 時間は 60 時間以上</p> <p>（2）出席時間が不足している場合は「単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程」p13を参照してください。</p> <p>2) 遅刻について</p> <p>（1）試験開始の3分の1以内に入室できた場合は受験ができる。</p> <p>*試験時間 90分→30分 45分→15分</p>		<p>・学則に記載されている文言を削除</p> <p>・補習実習の項目は追試験の項目とあわせて記載</p>

<p>(旧) 北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程</p>	<p>(旧) 試験の取り扱い</p>	<p>(新) 北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程</p>	<p>備考</p>
<p>(学科の評価方法) 第4条 <u>学科成績</u>の評価は、筆記、口述又は実技その他の方法により行う。 2 学科試験は、各科目の所定の授業終了後に行う。 3 試験の期日は、試験実施の2週間前までに掲示することを原則とする。 <u>4 試験の実施については、別に定める。</u> (臨地実習の評価方法) 第5条 臨地実習成績の評価は、実習の取り組み状況、実習記録等から各実習科目の担当講師が行う。 2 評価は実習終了後に行う。</p>	<p>2 試験の種類 1) 試験は筆記試験、レポート、実技試験、口頭試問があります。シラバスの評価方法を参照する。 2) 実習は実践及び提出物で評価します。実習要項の評価方法を参照する。</p>	<p>(学科の評価方法) 第2条 <u>学科試験</u>は、筆記、口述又は実技その他の方法により行う。 2 学科試験は、各科目の所定の授業終了後に行う。 3 試験の期日は、試験実施の2週間前までに掲示することを原則とする。 (臨地実習の評価方法) 第3条 臨地実習成績の評価は、<u>実習の取り組み状況、実習記録等をもとに、実習評価表に基づいて実習終了後に行う。</u></p>	<p>文言整理</p>
<p>(成績評価の基準) 第6条 授業科目の<u>成績</u>は100点を満点とする点数又はA、B、C、Dで行う。60点以上又は、A、B、Cを合格とし、60点未満又はDを不合格とする。 2 前項の点数及びA、B、C、Dとの関係は、次のとおりとする。 80点以上 A 70点以上80点未満 B 60点以上70点未満 C 60点未満 D</p>		<p>(成績評価の基準) 第4条 授業科目の<u>評価</u>は100点を満点とする点数又はA、B、C、Dで行う。60点以上又は、A、B、Cを合格とし、60点未満又はDを不合格とする。 2 前項の点数及びA、B、C、Dとの関係は、次のとおりとする。 80点以上 A 70点以上80点未満 B 60点以上70点未満 C 60点未満 D</p>	<p>文言整理</p>
<p>(再試験及び再実習) 第7条 学則第19条第7項の規定により、学科試験又は臨地実習の成績が合格に達しない者は、別記第2号様式、別記第3号様式により学院長に再試験又は再実習の実施を願い出なければならない。 2 再試験及び再実習を受け、合格した者は60点とする。</p>	<p>3) 試験は当該科目が終了した2週間後に行われる本試験と本試験が不合格だった場合の再試験があります。再試験の受験方法は「単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程」p13を参照する。</p>	<p>(再試験及び再実習) 第5条 学則第19条第7項の規定により、学科試験又は臨地実習の成績が合格に達しない者は、別記第2号様式、別記第3号様式により学院長に再試験又は再実習の実施を願い出なければならない。 2 再試験及び再実習を受け、合格した者は60点とする。 <u>3 再試験・再実習は原則1回に限り受験することができる。</u></p>	<p>参考：衛生学院規程</p>

<p>(旧) 北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程</p>	<p>(旧) 試験の取扱い</p>	<p>(新) 北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程</p>	<p>備考</p>
<p>(追試験) 第8条 学則第19条第8項の規定により、正当な理由により学科試験を欠席した者が追試験を受けようとする場合は、別記第4号様式により学院長に追試験の実施を願い出なければならない。 2 前項の欠席が正当な理由と認められるのは、本規程第3条第4項に該当する者である。 <u>3 追試験は、60点以上を合格とする。</u></p>	<p>4) 本試験をやむを得ない理由で欠席した場合の追試験があります。追試験の受験資格は「単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程」p13を参照する。</p>	<p>(追試験・<u>補習実習</u>) 第<u>6</u>条 学則第19条第8項の規定により、正当な理由により学科試験を欠席した者が追試験を受けようとする場合<u>又は臨地実習の出席時間が3分の2に達しない者が補習実習を受けようとする場合は</u>、別記第4号様式により、学院長に追試験<u>又は補習実習</u>の実施を願い出なければならない。 2 前項の欠席が正当な理由と認められるのは、<u>おおむね次の者とする。</u> <u>(1) 疾病のためやむを得ず欠席した者</u> <u>(2) 災害等の不測の事態によりやむを得ず欠席した者</u> <u>(3) 学院長が欠席を認めた者</u></p>	<p>参考：衛生学院規程</p>
<p>(単位の授与) 第9条 学則第19条の規定により単位の認定に当たり、会議（以下「単位認定会議」という。）をもって単位を認定し授与する。 2 前項の単位認定会議の構成員は、学院長、副学院長、教務主幹、事務長、教務主査、講師とし、必要に応じ当該授業科目の担当講師を加えることができる。 3 履修した授業科目の<u>成績評価</u>が60点以上の者について単位の授与を行う。 4 前項の規程により、単位を授与されなかった者については、当該授業科目について再履修できる。 5 前項の規程により再履修しようとする者は、別記第5号様式により学院長に再履修を願い出なければならない。</p>		<p>(単位の授与) 第<u>7</u>条 学則第19条の規定により単位の認定に当たり、会議（以下「単位認定会議」という。）をもって単位を認定し授与する。 2 前項の単位認定会議の構成員は、学院長、副学院長、教務主幹、事務長、教務主査、講師とし、必要に応じ当該授業科目の担当講師を加えることができる。 3 履修した授業科目の<u>評価</u>が60点以上の者について単位の授与を行う。 4 前項の規程により、単位を授与されなかった者については、当該授業科目について再履修できる。 5 前項の規程により再履修しようとする者は、別記第5号様式により学院長に再履修を願い出なければならない。</p>	
<p>(卒業の認定) 第10条 学則第20条の規定により卒業の認定に当たり、会議（以下「卒業認定会議」という。）をもって卒業を認定する。 2 前項の卒業認定会議の構成員は、学院長、副学院長、教務主幹、事務長、教務主査、講師とし、必要に応じ当該授業科目の担当講</p>		<p>(卒業の認定) 第<u>8</u>条 学則第20条の規定により卒業の認定に当たり、会議（以下「卒業認定会議」という。）をもって卒業を認定する。 2 前項の卒業認定会議の構成員は、学院長、副学院長、教務主幹、事務長、教務主査、講師とし、必要に応じ当該授業科目の担当講師を加えることができる。</p>	

(旧) 北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程	(旧) 試験の取扱い	(新) 北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程	備考
師を加えることができる。			
	<p>4 評価対象外となる場合</p> <p>1) レポート・課題及び実習記録を指定期日・時間までに未提出</p> <p>2) 不正行為並びに不正と疑われる行為</p> <p>(1) カンニング</p> <p>(2) レポート・課題及び実習記録の盗用</p> <p>【第三者委員会意見：一般的にレポートの使い回しには重いペナルティがあり、当該科目を不合格とする場合や当該年度の全単位を不合格とする場合があり、学校ごとに定めている。江差高看の根拠「試験の取扱い」は制定過程が不明でありそこまで効力があるか疑問】</p>	<p><u>(試験時等の不正行為)</u></p> <p>第9条 <u>試験において不正な行為をすること又は他人が作成したレポート等(電子ファイル含む)を複写して自分のレポート等として提出することは認められない。不正行為をした者は、当該授業科目は不合格とする。</u></p> <p><u>(科目履修の条件等)</u></p> <p>第10条 <u>必要な科目履修の条件、各種願の提出方法等は別に定める。</u></p>	<p>カンニング、レポート盗用は該当科目を不合格とすることを規定に明記する。ただし、<u>再試験受験資格は与える</u>(旭川・網走高看参考)。</p> <p><u>(懲戒対象となるかは別途協議)</u></p> <p><u>「履修要領」との関連を整理</u></p>
<p>附 則 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p><u>(以下はオリエンテーションで説明)</u></p> <p>3 試験の方法</p> <p>1) 試験は、原則として当該学年の教室で行います。</p> <p>2) 受験者は、試験開始 5 分前までに教室に入室する。</p> <p>3) 試験に遅刻した場合は、教室の後ろから入室し着席する。</p> <p>4) 試験時間の 3 分の 2 を経過しなければ、教室から退室はできません。</p> <p>*試験時間 90 分→60 分 45 分→30 分</p> <p>*退室するときは、以下の通りとする。</p> <p>①学籍番号・氏名が書かれているか確認し、回答用紙を裏返す。</p> <p>②問題用紙は指示の通りとする。</p> <p>③後ろのドアから静かに退室する。</p> <p>※退室後の再入室は禁止とします。</p> <p>4) 受験者は、黒板に向かって右側から学</p>	<p>附 則 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	

(旧) 北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程	(旧) 試験の取り扱い	(新) 北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程	備考
	<p> 籍番号順に着席する。 5) 机は一人机とし、適当な間隔をおいて着席する。(1つ1つ離すこと) 6) 机の上には筆記用具及び指定・許可されたもの以外は置かない。 7) テキスト類は教室後ろに長机を用意し、整頓して置く。 *試験に必要なものは各自のロッカーに入れる。 8) 受験に関しては試験監督者の指示に従う。 9) 質問がある時は声を出さずに挙手をする。 </p>		

○ 懲戒規定の見直し

(旧) 北海道立江差高等看護学院 懲戒に関する規程	(旧) 北海道立江差高等看護学院 嚴重注意等に関する規程	(新) 北海道立江差高等看護学院 懲戒に関する規程	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 北海道立江差高等看護学院学則（以下「学則」という。）第18条の規定に基づき、懲戒に関し必要な事項を定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、北海道立江差高等看護学院懲戒に関する規程第2条に定める懲戒とは別に行う教育的指導の措置（嚴重注意及び注意（以下「嚴重注意等」という。））に関し必要な事項を定める。</p>	<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 北海道立江差高等看護学院学則（以下「学則」という。）第18条の規定に基づき、懲戒に関し、必要な事項を定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・懲戒と嚴重注意規定をひとつに整理 ・懲戒の内容、決定方法等詳細を記載する
		<p>(懲 戒)</p> <p>第2条 懲戒は、江差高等看護学院に在学中の学生が在学中に学則第18条に定める懲戒の対象となる行為を行った場合に、本学院における学生の本分を全うさせるため、教育的配慮の上行うものとする。</p> <p>2 懲戒は、懲戒の対象となる行為の態様、行為の結果がもたらした第三者に与えた影響及び行為の背景にある事情等を総合的に検討し行う。</p> <p>3 懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成するために必要最小限のものでなければならない。</p> <p>(懲戒の対象とする期間)</p> <p>第3条 懲戒は、入学後、本学院に学籍を有する期間に行われた行為を対象として行う。</p> <p>(懲戒の対象とする行為)</p> <p>第4条 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 犯罪行為 (2) 重大な交通法規違反 (3) ハラスメント行為 (4) 情報倫理に反する行為 (5) 学生の学習及び教職員の教育活動等の正当な活動を妨害する行為 (6) 正当な理由なく学校に出席しない行為 (7) 試験等における不正行為 (8) 本学院の定める規程及び規程を根拠とする規範により学生が遵守すべき事項に違反する行為 (9) その他学生の本分に違反する行為 	<p>(旭川高看参照)</p>
<p>(懲戒の種類)</p> <p>第2条 学則第18条の規定により、学院長は諸規程に違</p>		<p>(懲戒の内容)</p> <p>第5条 学則第18条に定める懲戒の内容は、次の各号に掲げる種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>(旭川高看参照)</p>

(旧) 北海道立江差高等看護学院 懲戒に関する規程	(旧) 北海道立江差高等看護学院 嚴重注意等に関する規程	(新) 北海道立江差高等看護学院 懲戒に関する規程	備考
<p>反する行為があると認められる学生又は学院の秩序を乱した学生に懲戒を加えることができる。</p> <p>2 前項の懲戒は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 訓告</p> <p>(2) 停学</p> <p>(3) 退学</p>		<p>(1) 訓告は、学生の行った行為の責任を確認した上で、その将来を、書面により戒めるものとする。</p> <p>(2) 停学は、停学によって成業の見込みがあると認められる学生に対して、学生の教育課程の履修及び課外活動等を一定の期間（1日以上6か月以下）において停止するものとする。</p> <p>(3) 退学は、学生としての身分を剥奪するものとする。</p>	
<p>(懲戒の決定)</p> <p>第3条 学院長は、懲戒に関する事項を厳正かつ慎重に審議決定するために臨時会議を招集することができる。</p> <p>2 前項の会議の構成員は、学院長、副学院長、教務主幹、事務長、教務主査、講師とする。</p> <p>3 懲戒の決定は、教育的効果を期待し提示により 学生に公示する場合がある。</p> <p>【第三者委員会意見：訓告処分相当で氏名を公示することへの教育効果は疑問、新たなペナルティを科している】</p> <p>(懲戒の方法)</p> <p>第4条 懲戒は、次の方法で行う。</p> <p>(1) 訓告は、その程度により学院長又は副学院長によって行われ指導するものとする。</p> <p>(2) 停学は、期間を定め、主として自宅謹慎により指</p>		<p>(事実関係の調査)</p> <p>第6条 教員は、懲戒の対象となる行為又はその疑いがある行為が生じたと認める時は、遅滞なく当該学生に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認する。</p> <p>2 前項の調査にあたり、教員は学生に対して、要旨を口答又は文書で告知し、当該事実に関する聴聞の機会を与えなければならない。この場合において、告知した当該学生の保護者が希望する時は、当該保護者にも聴聞の機会を与えなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、懲戒の対象となる行為が重大犯罪であり、かつ学生が当該犯罪をしたことが明白であると認められる等特段の事情がある場合は、告知を省略し、聴聞の機会を与えないことができる。</p> <p>(緊急の措置)</p> <p>第7条 学院長は、当該学生が第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する明白かつ具体的な差し迫った危険があると認める時は、当該学生に対して、相当な期間の出席停止、登校禁止、特定の人物に対する接触禁止等の命令をすることができる。</p> <p>(懲戒の決定)</p> <p>第8条 学院長は、懲戒に関する事項を厳正かつ慎重に審議決定するために、会議を招集することができる。</p> <p>2 会議は、学院長、副学院長、事務長及び教務主幹、教務主査、講師並びに 学院長が特に指定した者 をもって構成する。</p> <p>3 事実関係の調査結果の報告を受け、懲戒が相当であると判断したときは、懲戒内容を決定する。</p> <p>(懲戒の方法)</p> <p>第9条 学院長は、学生に対し懲戒通知書(別記第●号様式)により通告する。</p> <p>2 懲戒の方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 訓告は、学院長又は副学院長によって行われ指導するものとする。</p> <p>(2) 停学は、保護者又は保証人を召喚し学生同席の上、学院長によって行われ指導するものとする。</p> <p>(3) 退学は、保護者又は保証人を召喚し学生同席の上、学院長によって行われるものとする。</p>	<p>(旭川高看参照)</p> <p>学院長が特に指定したもの：本庁担当者、弁護士等</p>

<p>(旧) 北海道立江差高等看護学院 懲戒に関する規程</p>	<p>(旧) 北海道立江差高等看護学院 嚴重注意等に関する規程</p>	<p>(新) 北海道立江差高等看護学院 懲戒に関する規程</p>	<p>備考</p>
<p>導を行うものとする。 (3) 退学又は停学は、保護者又は保証人を召喚し学生同席の上、学院長によって行われ指導するものとする。 (4) 懲戒処分を受けた者については、<u>学院長に始末書を提出させ反省を促す</u>ものとする。 【第三者委員会意見：懲戒処分を受けた者にさらに始末書を提出させる規定自体問題】</p>		<p>3 学院長は、学生の保護者又は保証人に対し懲戒の内容を文書により通知する。 4 当該学生が懲戒通知書の交付に応じない時、または懲戒通知書を交付することが困難な事情がある時は、当該学生が本学院に届けた住所又は現在の居住先に懲戒通知書を発出することによって懲戒を行うことができる。 5 懲戒は、当該学生に対して懲戒内容を文書で通告した日から発効する。 6 懲戒の決定は、教育的効果を期待し、掲示により公示（別記第●号様式）する場合がある。<u>ただし、学生の氏名及び学籍番号は明記しない。</u> （懲戒に関する記録） 第10条 懲戒の事実は学籍簿に記録する。<u>ただし、学院が発行する各種証明書等にはその内容を記載しない。</u></p>	<p>（札幌大参照）</p>
		<p>（不服申立て） 第11条 懲戒を課せられた学生は、懲戒の通告日から、30日以内にその懲戒に対する不服申立てを行うことができる。 2 不服申立てを行おうとする学生は、不服申立書（別記第●号様式）を学院長に提出しなければならない。 （不服申立審査委員会） 第12条 学院長は、前項の不服申立てに基づき、不服申立審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 2 委員会は、事務長、教務主幹、教務主査及び講師で構成する。 3 委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行う。 4 委員会は、懲戒の内容が相当であると判断した場合は、不服申立ての却下を求める旨の勧告を学院長に行う。 5 委員会は、懲戒の内容が相当でないと判断した場合は、懲戒の取り消し又は変更を求める勧告を学院長に行う。 6 学院長は、前2項の勧告を受けた場合、その取扱いについて不服申立てをした学生に通知する。 （再審議） 第13条 学院長は、前条5項の勧告を受けた場合、会議を招集し、再審議を行う。 <u>（教育指導）</u> 第14条 学院長は、<u>停学期間中の学生に対して、学生担当教員等による定期的な面談及び指導を行わせ、その更生に努めるものとする。</u> 2 <u>学生担当教員等は、停学期間中の学生の反省の程度、生活態度及び学習意欲等について定期的に</u></p>	<p>（旭川高参照）</p> <p>（札幌大参照）</p>

(旧) 北海道立江差高等看護学院 懲戒に関する規程	(旧) 北海道立江差高等看護学院 厳重注意等に関する規程	(新) 北海道立江差高等看護学院 懲戒に関する規程	備考
<p>(厳重注意等)</p> <p>第2条 厳重注意等は、学生の非違行為に対して、当該非違行為が懲戒処分（北海道立江差高等看護学院懲戒に関する規程第2条に規定する懲戒処分をいう。）を行うまでに至らないが、当該学生にその責任を自覚させ、教育的指導の観点から行うものとする。</p> <p>2 学生の非違行為が、懲戒処分を行うまでに至らないが、比較的重いと認められる場合には、厳重注意を行うものとする。</p> <p>3 学生の非違行為が、前項に規定する厳重注意までに至らないものと認められる場合には、その軽重の程度を審査し、厳重注意又は注意を行うものとする。</p> <p>(厳重注意等を行う者)</p> <p>第3条 厳重注意等は学院長又は副学院長が行う。</p> <p>(厳重注意等の措置)</p> <p>第4条 厳重注意等は、懲戒に至らないものであって、学生に文書によって非違行為を厳重に注意する文書厳重注意又は口頭によって非違行為を注意する口頭厳重注意により行う。また、厳重注意等を行う場合には、その事由を明記した文書（別紙様式1）を交付して行い、注意は口頭により行うものとする。</p> <p>第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、懲戒処分会議で定める。</p>	<p>(厳重注意等)</p> <p>第15条 学生の非違行為が懲戒処分を行うまでに至らないが、比較的重いと認められる場合に、行為の問題性を自覚させ反省を促すため、厳重注意又は注意を行う。</p> <p>2 厳重注意等は学院長又は副学院長が、文書（別記第●号様式）又は口頭により行う。</p>	<p><u>学院長に報告する。</u></p>	<p>(旭川高看参照)</p>
<p>附則 この規程は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。</p>	<p>附則 この規程は、平成28年4月1日から適用する。</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 「北海道立江差高等看護学院懲戒に関する規程」（平成10年4月1日施行）及び「北海道立江差高等看護学院厳重注意等に関する規程（平成28年4月1日）」は廃止する。</u></p>	

○ 履修規定

(旧) 履修要領	(新) 履修要領	備考																																				
<p>1 履修方法について (1) 各学年において科目を履修するには、次に示す先行科目の単位修得等の条件があります。</p>	<p><u>「北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程」第 12 条の規定に基づき、必要な事項を定める。</u> <u>1 履修条件について</u> <u>各学年において必要な科目履修の条件については、次のとおりとする。</u></p>	<p>単位規定との関連を整理 語尾統一</p>																																				
<p>《1年次》 ア 先行科目がC以上の評価であることが条件で履修できる科目（同一学年での開講科目）</p> <table border="1" data-bbox="152 499 1117 659"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>区分</th> <th>先行科目</th> <th>履修できる科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門分野Ⅰ</td> <td>臨地実習</td> <td>基礎看護学実習Ⅰ</td> <td>基礎看護学実習Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>専門分野Ⅱ</td> <td>老年看護学</td> <td>老年看護学概論、看護過程Ⅰ 看護過程Ⅱ</td> <td>老年看護方法Ⅲ</td> </tr> </tbody> </table>	分野	区分	先行科目	履修できる科目	専門分野Ⅰ	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	基礎看護学実習Ⅱ	専門分野Ⅱ	老年看護学	老年看護学概論、看護過程Ⅰ 看護過程Ⅱ	老年看護方法Ⅲ	<p>(調整中)</p>	<p>新カリキュラムを反映</p>																								
分野	区分	先行科目	履修できる科目																																			
専門分野Ⅰ	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	基礎看護学実習Ⅱ																																			
専門分野Ⅱ	老年看護学	老年看護学概論、看護過程Ⅰ 看護過程Ⅱ	老年看護方法Ⅲ																																			
<p>《2年次》 ア 先行科目がC以上の評価であることが条件で履修できる科目（同一学年での開講科目）</p> <table border="1" data-bbox="152 746 1117 866"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>区分</th> <th>先行科目</th> <th>履修できる科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門分野Ⅰ</td> <td>基礎看護学</td> <td>看護学概論Ⅱ</td> <td>看護研究</td> </tr> <tr> <td>統合分野</td> <td>在宅看護論</td> <td>在宅看護概論</td> <td>在宅看護方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 先行科目の単位修得が条件で履修できる科目（開講学年が異なる科目）</p> <table border="1" data-bbox="152 946 1167 1465"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>区分</th> <th>先行科目</th> <th>履修できる科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">専門分野Ⅰ</td> <td rowspan="3">基礎看護学</td> <td>フィジカルアセスメントⅠ</td> <td>フィジカルアセスメントⅡ</td> </tr> <tr> <td>看護学概論Ⅰ</td> <td>看護学概論Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>1年次開講 専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ</td> <td>看護研究</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">専門分野Ⅱ</td> <td rowspan="2">各看護学</td> <td>看護過程Ⅱ</td> <td>成人看護方法Ⅴ 小児看護方法Ⅲ 母性看護方法Ⅱ 精神看護方法Ⅲ</td> </tr> <tr> <td>基礎看護学実習Ⅱ</td> <td>専門分野Ⅱの臨地実習</td> </tr> <tr> <td>成人看護学</td> <td>成人看護学概論</td> <td>成人看護方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ 成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>老年看護学</td> <td>老年看護学概論</td> <td>老年看護方法Ⅰ・Ⅱ</td> </tr> </tbody> </table>	分野	区分	先行科目	履修できる科目	専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護学概論Ⅱ	看護研究	統合分野	在宅看護論	在宅看護概論	在宅看護方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	分野	区分	先行科目	履修できる科目	専門分野Ⅰ	基礎看護学	フィジカルアセスメントⅠ	フィジカルアセスメントⅡ	看護学概論Ⅰ	看護学概論Ⅱ	1年次開講 専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ	看護研究	専門分野Ⅱ	各看護学	看護過程Ⅱ	成人看護方法Ⅴ 小児看護方法Ⅲ 母性看護方法Ⅱ 精神看護方法Ⅲ	基礎看護学実習Ⅱ	専門分野Ⅱの臨地実習	成人看護学	成人看護学概論	成人看護方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ 成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ	老年看護学	老年看護学概論	老年看護方法Ⅰ・Ⅱ		
分野	区分	先行科目	履修できる科目																																			
専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護学概論Ⅱ	看護研究																																			
統合分野	在宅看護論	在宅看護概論	在宅看護方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ																																			
分野	区分	先行科目	履修できる科目																																			
専門分野Ⅰ	基礎看護学	フィジカルアセスメントⅠ	フィジカルアセスメントⅡ																																			
		看護学概論Ⅰ	看護学概論Ⅱ																																			
		1年次開講 専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ	看護研究																																			
専門分野Ⅱ	各看護学	看護過程Ⅱ	成人看護方法Ⅴ 小児看護方法Ⅲ 母性看護方法Ⅱ 精神看護方法Ⅲ																																			
		基礎看護学実習Ⅱ	専門分野Ⅱの臨地実習																																			
	成人看護学	成人看護学概論	成人看護方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ 成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ																																			
老年看護学	老年看護学概論	老年看護方法Ⅰ・Ⅱ																																				

(旧) 履修要領				(新) 履修要領	備考								
			老年看護学実習 I										
	小児看護学	小児看護学概論	小児看護方法 I・II・III										
	母性看護学	母性看護学概論	母性看護方法 I・II・III										
	精神看護学	精神看護学概論	精神看護方法 I・II・III										
統合分野	在宅看護論	1年次開講 専門分野 I、専門分野 II	在宅看護概論 在宅看護方法 I・II・III										
<p>《3年次》 ア 3年次開講科目は、2年次までの単位をすべて修得していないと履修できません。 イ 先行科目がC以上の評価であることが条件で履修できる科目（同一学年での開講科目）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>区分</th> <th>先行科目</th> <th>履修できる科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合分野</td> <td>看護の統合と実践</td> <td>右記科目以外のすべての科目</td> <td>統合技術</td> </tr> </tbody> </table>				分野	区分	先行科目	履修できる科目	統合分野	看護の統合と実践	右記科目以外のすべての科目	統合技術		
分野	区分	先行科目	履修できる科目										
統合分野	看護の統合と実践	右記科目以外のすべての科目	統合技術										
<p><u>(2) 再実習を受けようとするものは次の条件を充たしていることが必要です。</u> <u>ア 不合格になった課題が明確になっている。</u></p>					削除								
<p>2 再履修について 単位が認定されていない科目を再履修するには、「単位の認定、卒業等の取り扱いに関する規定」第9条第5項に基づき、再履修願（別記第5号様式）を履修しようとする年度の前年度中に提出する必要があります。</p> <p>3 追試験について (1) 追試験願（別記第4号様式）には「単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程」第8条に基づき、次の証明書の添付が必要となります。 ア 疾病のためやむを得ず欠席した者：病院を受診したという証明ができるもの（日付が入った診断書、領収書、処方箋など） イ 災害等不測の事態によりやむを得ず欠席した場合：最大限努力しても、テストに間に合わないということを証明できるもの。（事故であれば、事故証明、公共交通機関の遅延証明など） ウ 学院長が正当な理由と認めた者：指示された証明書</p> <p>【第三者委員会意見：再試験の提出期限が「返却後3日以内の17時まで」から「返却翌日の17:15まで」と合理的な理由もなく学生に不利益に変更されている、周知も不十分】</p>				<p><u>2 各種願の提出等について</u> (1) <u>再試験願・再実習願</u> <u>成績が伝えられた日から3日以内の17時15分までに提出</u> <u>(土日祝日は含まない)</u> (2) <u>追試験願</u> <u>次の証明書を添付し、その都度、提出</u> <u>ア 疾病のためやむを得ず欠席した者：病院を受診したという証明ができるもの（日付が入った診断書、領収書、処方箋など）</u> <u>イ 災害等不測の事態によりやむを得ず欠席した場合：最大限努力しても、テストに間に合わないということを証明できるもの（事故であれば、事故証明、公共交通機関の遅延証明など）</u> <u>ウ 学院長が正当な理由と認めた者：指示された証明書</u> (3) <u>補習願</u> <u>その都度、提出</u> (4) <u>再履修願</u> <u>履修しようとする年度の前年度中に提出</u> <u>(6) 様式は、学生便覧「学院生活（諸手続一覧）」のとおり</u></p>	<p>各種願の提出期限を明記する。 現在は、学生便覧の「学院生活・諸手続一覧」にのみ記載。 再試験の提出期限を「返却後3日以内」に変更。</p>								

(旧) 履修要領	(新) 履修要領	備考
	<p><u>3 既単位習得科目の聴講について</u></p> <p><u>(1) 既に単位を修得した科目のさらなる理解、技術の習得等のため、希望する学生は聴講することができる。</u></p> <p><u>(2) 聴講を希望する場合は、3月中旬頃までに希望する科目等を学年担任に申し出ること。担任は、面談により聴講希望理由、習得すべき単位の履修計画を確認し、留意事項等を説明する。</u></p> <p><u>(3) 原則として全科目の聴講が可能だが、実習・試験は受けることができない。</u></p> <p><u>(4) 外部講師により聴講を許可されない等、聴講が認められない場合がある。</u></p> <p><u>(5) 聴講にあたっては留意事項等を遵守すること。</u></p>	<p>既単位修得科目の聴講に係る規定を追加</p>
<p>附則</p> <p>1 この要領は平成10年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要領は平成19年4月1日から施行する。</p> <p>3 この要領は平成21年4月1日から施行する。</p> <p>4 この要領は平成25年4月1日から施行する。</p> <p>5 この要領は平成28年4月1日から施行する。</p> <p>6 この要領は平成31年4月1日から施行する。</p> <p>7 この要領は令和2年4月1日から施行する。</p> <p>8 この要領は令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>1 この要領は平成10年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要領は平成19年4月1日から施行する。</p> <p>3 この要領は平成21年4月1日から施行する。</p> <p>4 この要領は平成25年4月1日から施行する。</p> <p>5 この要領は平成28年4月1日から施行する。</p> <p>6 この要領は平成31年4月1日から施行する。</p> <p>7 この要領は令和2年4月1日から施行する。</p> <p>8 この要領は令和3年4月1日から施行する。</p> <p><u>9 この要領は令和4年4月1日から施行する。</u></p>	

教育機関等におけるパワー・ハラスメントに関する相談員名簿

(R4.1.6現在)

所属		職名	氏名	職名	氏名	
保健福祉部	江差高等看護学院	学院長	石谷 絵里	副学院長	大島 慎也	
	本庁所管課	総務課	課長補佐	栗田 吏恵	人事係長	下道 康平
		医務薬務課	課長補佐	酒井 仁	課長補佐	菊地みさき

道立江差高等看護学院内「目安箱」の運用について（内部取扱）

R4.1.28

令和3年度から設置した「目安箱」の運用について、次のとおり取り扱う。

1 目的

学生の日頃の要望や不満、苦情等の意見を積極的に聞き、学院として学院運営に反映すべき内容かそうでないかを判断し、判断した結果を学生に明確に伝える双方向システムを作り、適切な学院運営をはかる。

2 運用方法

- (1) 目安箱・回答掲示版は、正面玄関横のパフレットコーナーに設置する。
- (2) 学生は、学院の中で気になったこと、誰に相談すれば良いかわからないこと、もっとこうなれば良いと思うことなどがあれば、記載して投函する。嬉しかったこと、良かったことなど前向きな意見も受け付ける。
- (3) 目安箱の中身は定期的に学院長が確認する（概ね1週間に1回）。
- (4) 学院長は、学生意見について学院内で必要な検討を行い、学生に回答する。
- (5) 回答方法は学生の希望により、「掲示」または「個別回答」とする。
- (6) 意見や回答は定期的に学院運営アドバイザーに報告し、必要により助言を求める。
- (7) 学外にいる学生からは郵送で受け付けることとし、封筒に「目安箱行き」と記載を依頼する（収受したら開封せず目安箱に入れる）。

3 意見等記載用紙

別紙のとおり（目安箱横に配置する）

教員研修の実施状況

No.	実施 年月日	区分	テーマ	出席 者数	概要
1	R3.12.27	道立高看 合同	パワーハラスメントについて	13	旭川地方法務局職員による講義
2	R4.2.15	学内	ハラスメント認定事案について	7	学院長からハラスメントや不適切な指導と認定された事例を説明し、考えられる再発防止策について意見交換。学生からの意見や要望にしっかり耳を傾けること、必要な単位を取得し国家試験受験資格を得るという目標に向かい、学習環境を整えることが必要であること、学院は社会で働くために必要なルールを身につけるための訓練を行う場であることを共有した。
3	R4.2.18	学内	学生の特性を踏まえた関わり方について	7	メンタルヘルスペーパーから、学生の特性を踏まえた関わり方、指導方法についてミニレクチャー。傷つきやすかったり自己肯定感が低い学生の中には、家庭環境やいじめ、発達障害などが背景にある場合もある。学生の言動だけでなく背景も含めて理解すること、一緒に考え寄り添う姿勢、カウンセリングの活用など具体的な対応策を学んだ。
4	R4.3.14	道立高看 合同	看護学校におけるハラスメントについて		弁護士による講義

道立江差高等看護学院運営適正化会議開催要領

第1 目的

「道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会調査書」を踏まえ、ハラスメントの再発防止に向けた学院内での取り組みを推進するため、道立江差高等看護学院運営適正化会議を開催する。

第2 構成

本会議は、次の者をもって構成する。

- (1) 道立江差高等看護学院（学院長、副学院長）
- (2) 学院運営アドバイザー（弁護士、教育関係者、看護師養成機関教育関係者）
- (3) 保健福祉部地域医療推進局医務薬務課（看護政策担当課長又は課長補佐（主幹））
- (4) その他、学院長が必要と認める者

第3 議題

本会議の議題は、次のとおりとする。

- (1) 教員の再教育、人材育成に関すること（再発防止策4、5、6、11）
- (2) ハラスメント等の相談・通報窓口等の整備に関すること（再発防止策10）
- (3) 学生・保護者との情報共有等、ガイダンス機能の充実にに関すること（再発防止策9）
- (4) 地域関係者等との学院運営状況の共有に関すること（再発防止策7）
- (5) 学生同士が学び合う（ピアサポート）体制に関すること（再発防止8）
- (6) その他必要な事項

第4 会議の開催

本会議は、必要の都度、学院長が招集し開催するものとする。

第5 設置期間

本会議の設置期間は、施行の日から令和5年（2023年）3月31日までとする。

第6 その他

第1から第5までに掲げるほか、本会議の開催に関し必要な事項については、学院長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年（2022年）3月3日から施行する。